

旭川中・旭川東税務署からのお知らせ

インボイス制度説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。

「制度について知りたい」という方は、説明会（無料）に是非ご参加ください。

説明会の開催日程

説明会は 事前登録制 です。

参加ご希望の方は、税務署の電話により事前の登録をお願いします。

（令和3年10月20日現在）

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和3年11月29日(月)	10:00~11:00 (60分)	各回 20名	旭川中税務署 会議室 〔旭川市宮前1条3丁目3番15号〕 旭川合同庁舎西館1F
	14:00~15:00 (60分)		
令和3年12月13日(月)	10:00~11:00 (60分)		
	14:00~15:00 (60分)		

令和4年1月以降の説明会は、随時更新します（※3）

- ※1 定員に達した場合や事前登録されていない場合は、ご参加いただけません。
- ※2 感染症の状況又はその他の事情により、延期若しくは中止となる場合があります。なお、延期等となる場合はご登録いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。
- ※3 説明会の開催日程については、令和3年10月20日現在の状況を掲載しております。随時、情報を更新していますので、最新の情報は以下の札幌国税局ホームページをご覧ください。

説明会に関する最新の情報は、札幌国税局ホームページの「税に関する情報」をご覧ください。

札幌国税局HPへ



お問い合わせ先
（事前登録先）

〒078-8504

旭川市宮前1条3丁目3番15号

旭川合同庁舎

旭川中税務署 法人課税第1部門

電話 0166-90-1466（ダイヤルイン）

YouTube 国税庁動画チャンネルでは、インボイス制度説明会と同様の内容について、無料動画を公開しています。

動画チャンネルへ

